長野県中小企業融資制度のご案内(災害対策向け)

①被災された方

經營健全化支援資金(災害対策)

| ご融資条件 | 限 度 額 | 設備資金6,000万円 運転資金8,000万円 |
|-------|---------|---|
| | 金利 | 年1. 1% |
| | 保証料補助 | 保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します |
| | 償 還 期 間 | 設備資金 10年以内(土地・建物等15年以内) 運転資金 7年以内 ※据置期間2年 |
| | ご利用要件 | り災証明書等を受けた方 |

②被災又は風評被害 や交通インフラの 影響など災害の影響を受けた方

经管健全化支援資金(特別经营安定对策)

经管链全化支援资金(经营安定对策)

| ご融資条件 | 限度額 | 設備資金6,000万円 運転資金8,000万円 (特別経営安定対策と経営安定対策の合計限度額) |
|-------|---------|--|
| | 金利 | 特別経営安定対策 年1.60% |
| | | 経営安定対策 年1.90% |
| | 保証料補助 | 保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します |
| | 償 還 期 間 | 設備資金 10年以内(土地・建物等15年以内) 運転資金 7年以内(借換については10年以内) ※県制度資金の一部の資金のみ借換可能 ※据置期間1年(借換については2年) |
| | ご利用要件 | セーフティネット保証4号の取得(特別経営安定対策)又は 売上減少要件に該当する方(特別経営安定対策・経営安定対策) |

③小規模事業者の方

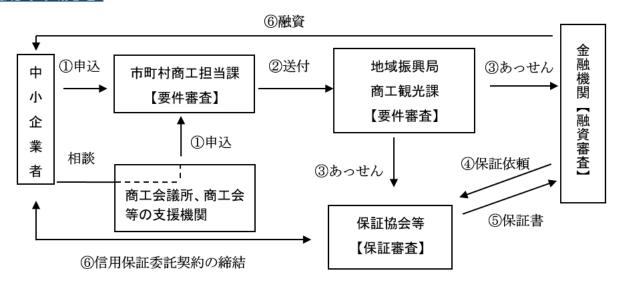
小規模企業發展資金

| | 限 度 額 | 設備資金・運転資金の合計で2,000万円 (既存の保証付き融資との合計で2,000万円以内) | |
|-------|-----------------|--|--------------------------|
| | 金 利 | 年1. 90% | |
| | | 保証料率 | 保証料総額の内、5分の4を県・市町村で補助します |
| ご融資条件 | 償 還 期 間 | 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内(借換については7年以内) ※県制度資金の一部の資金のみ借換可能 ※据置期間1年(借換を除く運転資金は6か月) | |
| | ご利用要件 | 小規模企業者の方(従業員が20人以下の企業) (宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下) | |

4)急な資金繰り の対応など

| ご融資条件 | 限 度 額 | 設備資金1億円 運転資金5,00万円 |
|-------|-------|--|
| | 金 利 | 年 2.1% (1年以内は 年 1.8%) |
| | 保証料補助 | 保証料の補助はありません |
| | 償還期間 | 設備資金 10年以内(土地・建物等20年以内) 運転資金 7年以内(借換10年) ※県制度資金の全ての資金を借換可能 ※据置期間1年(借換を除く運転資金は6か月) |
| | 特徵 | 特段要件もなく、市町村や地域振興局にあっせんを通 さないことから、迅速な資金調達が可能です。 |

融資手続き あっせんにかかる時間は8営業日程度となります(中小企業振興資金除く)



※ 申込前に金融機関、保証協会等への事前相談が必要

◆ お問い合わせ先

長野県産業労働部

経営・創業支援課(026-235-7200)、又は下記の地域振興局商工観光課まで

佐 久: 佐久市跡部 65-1 ☎0267-63-3157 木 曽:木曽郡木曽町福島 2757-1 ☎0264-25-2228 上 田:上田市材木町 1-2-6 ☎0268-25-7140 松 本:松本市大字島立 1020 **2**0263-40-1932 諏 訪: 諏訪市上川1丁目 1644-10 ☎0266-57-2922 北アルプス:大町市大字大町 1058-2 **2**0261-23-6523 野: 長野市大字南長野南県町686-1 上伊那:伊那市荒井 3497 ☎0265-76-6829 長 **2**026-234-9527 南信州:飯田市追手町2丁目 678 ☎0265-53-0431 北 信:中野市大字壁田 955 **2**0269-23-0219

まずはお取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください